

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 8-(1)、(2)

【論点】

8. 国における使用者機関

- (1) 国における中央交渉の当局は、いかなる権限を有する必要があるか。
- (2) 予算との関係上、当局は、交渉結果を処理するためにどのような権限を有する必要があるか。

【論点の整理】

(1) 国における中央交渉の当局は、いかなる権限を有する必要があるか。

1. 考察に当たって (詳細略)

2. 国における中央交渉の当局 (内閣人事局) は、いかなる権限が必要か。

- 案 ・ 労働協約の締結権限を与えられた政府の機関として労使交渉を行う。
- ・ 給与、勤務時間等の勤務条件に関する法律に係る事務を所管。
 - ・ 協約内容の実現に必要な法令の改正作業について、権限及び責任を有する。
 - ・ 法律の規定に抵触する労働協約の実現に必要な法改正作業について、権限及び責任を有する。

(メリット) : 円滑な労使交渉、内閣が職員・国会等へ責任を果たすことが可能、等。

(デメリット・留意事項) : 内閣官房の事務を統括する官房長官の負担が過大となる。

○中央交渉の当局が有すべきその他の権限。労使関係に係る総合調整等の権限

(メリット) : 勤務条件の統一性の確保に資する。

(デメリット・留意事項) : 各府省における自律的労使関係構築の妨げとなるおそれ。

(2) 予算との関係上、当局は交渉結果を処理するためにどのような権限を有する必要があるか。

- 案 ・ 協約内容の実施に向けた、予算の移流用等のために必要な作業。
- ・ 予算修正が必要な場合、補正予算案等の作成・国会付議について必要な作業。

(メリット) : 内閣が職員・国会等へ責任を果たすことが可能。

(デメリット・留意事項) : 当初予算案においてあらかじめ給与改善費を上乗せして給与総額を計上する仕組みも考えられる。

○中央交渉の当局が有すべきその他の権限の例

- ・ 政府部内の意思統一を行う権限

(メリット) : 迅速、円滑な労使交渉や交渉結果の実現、等。

(デメリット・留意事項) : 労使の自主的な交渉の妨げとならないよう留意要。

- ・ 関係府省の交渉参加を求める権限

(メリット) : 迅速、円滑な労使交渉や交渉結果の実現。

(デメリット・留意事項) : 交渉にあたっての関係府省の立場の整理要、等。

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

- ・ 労働法 [第8版] (菅野和夫)
- ・ 逐条国家公務員法 (鹿児島重治ほか)、給特法、特労法 他

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 9-(1)、(2)

【論点】

9. 労使関係の透明性の向上

(1) 国民の理解を得る観点から何を公開対象とすべきか。

① 透明性の向上はどうあるべきか。どのような効果を目指すのか。

② 交渉を公開対象とするか。どのレベルの交渉を公開対象とするか。(本省・地方)

(2) どのような方法で公開すべきか。

【論点の整理】

1. 自律的労使関係における透明性の向上のあり方について(詳細略)

2. 労使関係の透明性の向上の意義(詳細略)

3. 透明性の向上に係る手法(詳細略)

4. 公開・公表対象について

ア案 交渉自体の公開(国民、マスコミ等が傍聴可能な状態で公開)

(メリット): 適切な内容が妥結される、不正常な交渉を防止可能。

(デメリット・留意事項): 建前の議論に終始し、交渉が進展しないおそれ、等。

イ案 交渉の概要録の公表

(メリット): 不適切な労使慣行の防止、協約締結に至る経過の明確化、等。

(デメリット・留意事項): 概要録の内容を巡り当事者間の紛争が生じるおそれ、等。

ウ案 交渉結果としての協約の公表

(メリット): 国民に対して説明責任を果たすことが可能。

(デメリット・留意事項): 協約の定義の明確化要、等。

エ案 申入書、回答書の公表

(メリット): 迅速・適正な妥結となる、交渉過程の検証、分析に資する。

(デメリット・留意事項): 口頭による申入れや回答が公表されない、等。

オ案 具体的な公開・公表事項の範囲、公開・公表方法等は交渉で決める。

(メリット): 自律的労使関係に資する。

(デメリット・留意事項): 必要な情報が適切、且つ十分に公開・公表されないおそれ。

5. どのレベルの交渉において公開・公表を義務づけるか。(本省・地方)

A案 中央交渉及び各府省等の交渉に関して何らかの公開・公表を義務づける。

(メリット): 中央交渉及び各府省(本省)における交渉に限定することが合理的。

(デメリット・留意事項): 交渉内容の重要度を予め決定できない、等。

B案 中央から各地方全ての交渉に関して何らかの公開・公表を義務づける。

(メリット) 中央、各府省等の差異を設けず、統一的な扱いとするのが適当。

(デメリット・留意事項): 相当なコストがかかる、等。

6. 公開・公表方法について

(4.ア案): 一般国民の傍聴等、(4.イ案、ウ案、エ案): 広報、ホームページ掲載等。

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

・ 国家公務員法、地方公務員法、地方自治法 他